資料３

2040年を見据えたがん医療提供体制の均てん化・集約化に係る検討の進め方について

令和７年８月２９日付けで厚生労働省から通知があった内容及び地域医療構想に関して現在把握している情報等を踏まえ、検討組織や当面（特に令和８年度）の作業想定等について整理するもの

令和８年３月１７日（火）

青森県健康医療福祉部

がん・生活習慣病対策課

目　次

1　経緯

2　地域医療構想等との関係

3　均てん化・集約化に係る検討組織について

4　検討結果の取扱いについて

5　当面必要な作業について

1　経緯

○令和７年８月１日　がん診療提供体制のあり方に関する検討会の取りまとめ

・2040年に向けて、がん医療の需給変化等が見込まれる中、均てん化の促進に取り組むとともに、一定の集約化を検討していくことが重要
・都道府県がん診療連携協議会で均てん化・集約化を検討

○令和７年８月29日　厚生労働省から都道府県あて通知

（１）がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針の一部改正について

＜主な改正点＞
・がん診療連携協議会の設置・運営主体（事務局）として、都道府県の参画を必須化
・がん診療連携協議会（委員）として、地域におけるがん診療を担う者及び患者団体等の関係団体の参画を必須化

（２）2040年を見据えたがん医療提供体制の均てん化・集約化に係る基本的な考え方及び検討の進め方について

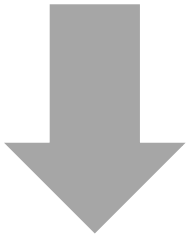
＜都道府県協議会での協議事項＞
・将来の医療需要から都道府県内で均てん化・集約化が望ましい医療の具体について整理
・がん腫ごとにがん医療提供体制の均てん化・集約化を議論し、都道府県内で役割分担する医療機関について整理・明確化
・放射線療法に係る将来的な装置の導入・更新を見据えた計画的な議論
・院内がん登録等の情報を用いた医療機関ごとの診療実績の公表項目
・がん医療圏の見直しや拠点病院等の整備について検討

＜都道府県の役割等＞
・国から提供されるデータの整理、その他がん医療提供体制に係るデータの収集・分析
・都道府県協議会で整理・明確化したがん医療の均てん化・集約化に係る医療機能の役割分担の周知　等
・地域医療構想や医療計画との整合性を図ること　等

2　地域医療構想等との関係

・令和６年12月に取りまとめられた「新たな地域医療構想に関する取りまとめ」では、基本的な考え方として、新たな構想を医療計画の上位概念に位置付け、医療計画は新たな構想に即して具体的な取組を進めるものとして整理されている

・新たな地域医療構想等については、令和７年７月から「地域医療構想及び医療計画等に関する検討会」において、ガイドラインの策定に向けて検討中（令和８年3月頃発出予定）



がん医療提供体制の均てん化・集約化に係る検討との関係では、

〇新たな地域医療構想と医療計画（５疾病・６事業）の関係
〇策定スケジュールの想定
〇検討の場の想定

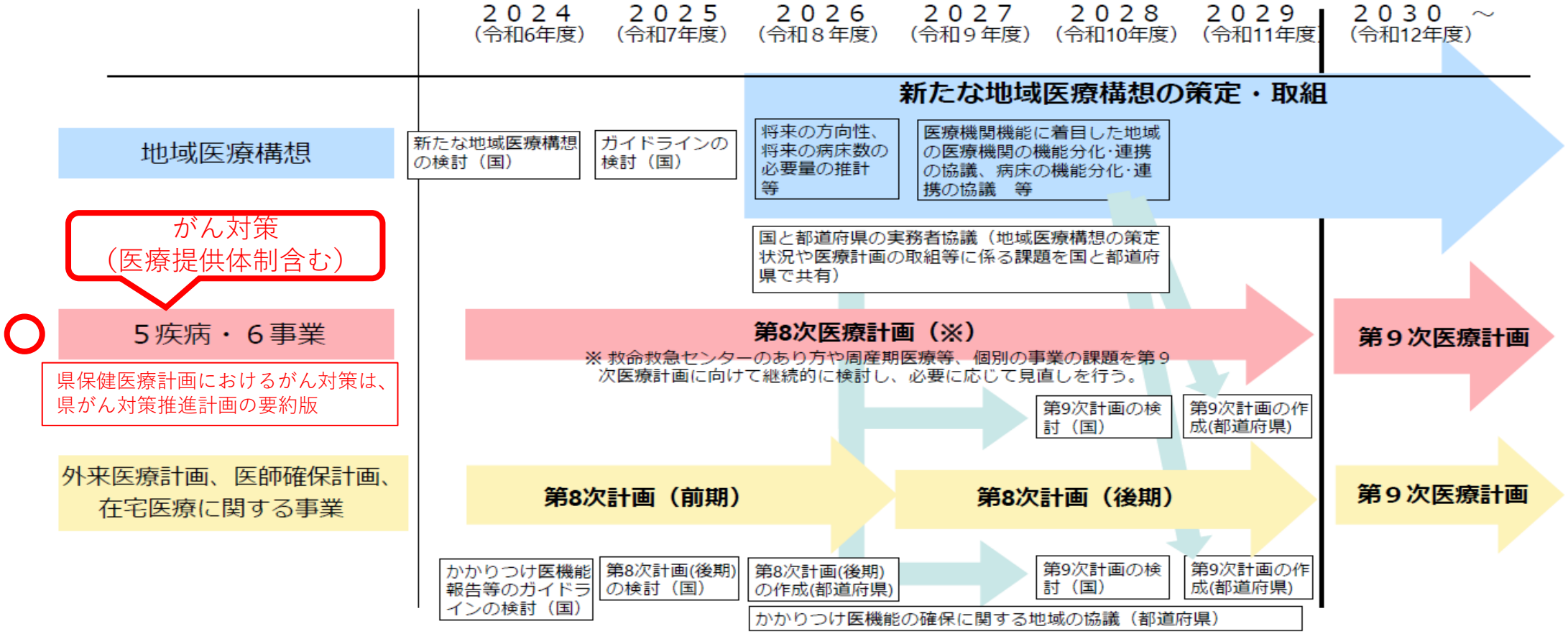
に着目する必要

※以下（５、６ページ）は、検討会資料から関係部分を抜粋

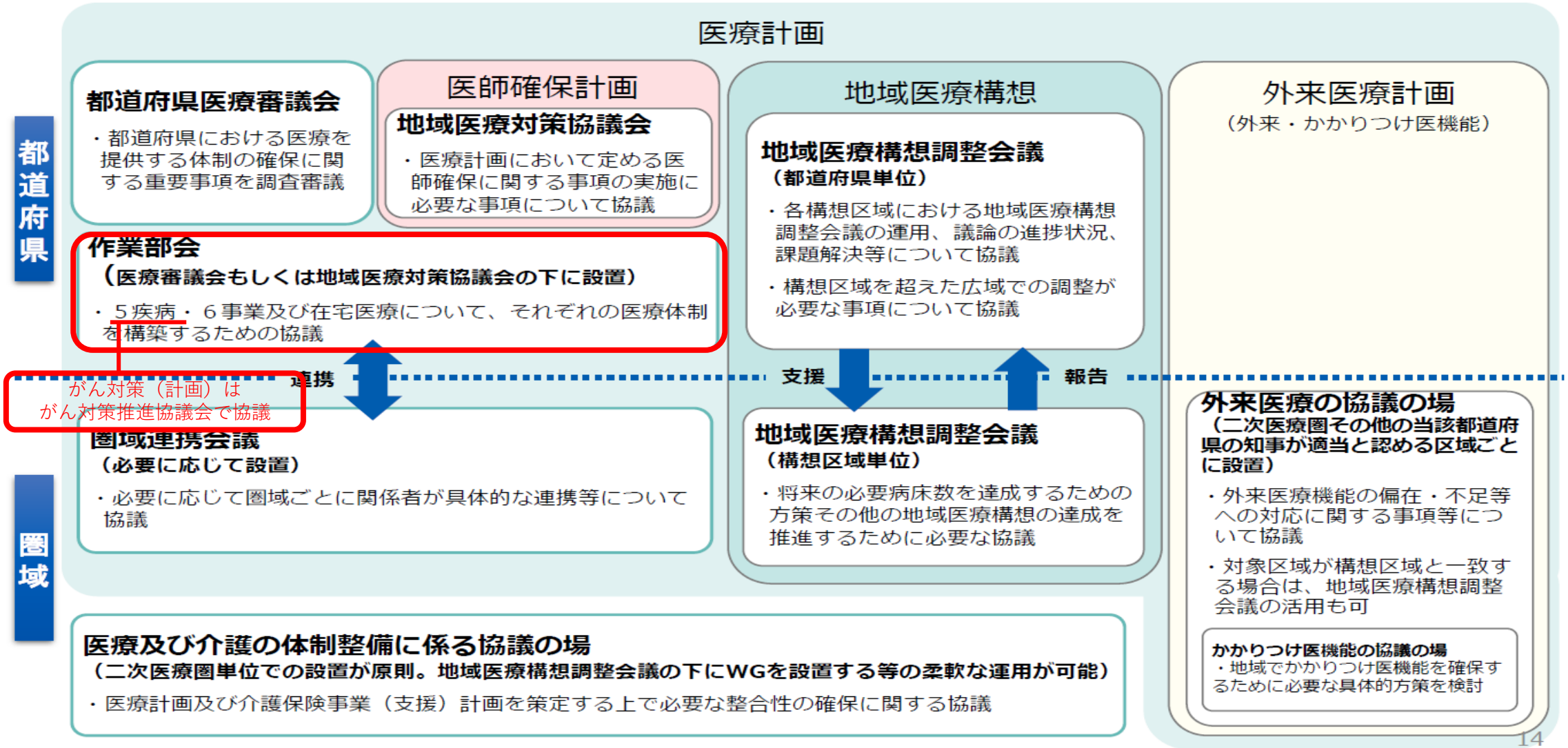
新たな地域医療構想と医療計画の進め方

○　新たな地域医療構想について、令和７年度に国でガイドラインを検討･策定し、都道府県において、まず令和８年度に地域の医療提供体制全体の方向性、将来の病床数の必要量の推計等を検討･策定した上で、それを踏まえ、令和９～10年度に医療機関機能に着目した地域の医療機関の機能分化･連携の協議等を行うこととしてはどうか。

○　新たな地域医療構想の内容について、基本的に第９次医療計画に適切に反映されるよう、地域医療構想の策定状況や医療計画の取組等に係る課題を国と県で共有することとしてはどうか。医療計画のうち、５疾病･６事業については、個別の事業の課題を第９次医療計画に向けて継続的に検討し、必要に応じて見直しを行い、また、外来医療計画等の3か年の計画については、令和9年度からの後期計画に向けて必要な検討を行うこととしてはどうか。



地域医療体制の整備に関する協議の場と協議事項



＜以上を踏まえた検討の方向性＞

・2040年を見据えたがん医療提供体制の均てん化・集約化については、
新たな地域医療構想の内容を踏まえ、次の医療計画（及びがん対策推進計画）を見直す中で検討していくべきものと思料（＝これにより整合性を図る）

・地域医療構想及び医療計画の策定スケジュールを踏まえると、均てん化・集約化の検討は早くとも令和９年度以降のスタートとなる見通し

・令和８年度は今後の検討ベースとなる情報の整理を行い、令和９年度以降、地域医療構想の医療機能や、第９次医療計画の見直しと並行して、実際の医療機関間の過不足調整や具体の連携体制の構築について、検討を進めていくこととしたい

3　均てん化・集約化に係る検討組織について

・均てん化・集約化については、青森県がん診療連携協議会（以下「連携協議会」という）で検討

・がん医療提供体制の見直し方針であることから、（作業部会ではなく）親会の枠組みでの議論を想定

・均てん化・集約化については、県（がん・生活習慣病対策課）が連携協議会事務局に参画の上、議論のために必要なデータ整理や案を作成

・既存の連携協議会運営に係る総務（総会、作業部会の運営事務等）は、これまでどおり県立中央病院事務局が中心となって処理

・均てん化・集約化を議事とする連携協議会の開催時期、回数、方法等は今後検討

4　検討結果の取扱いについて

・均てん化・集約化について、連携協議会で検討した結果については、次の計画に反映する想定

◆ 次期（第５期）青森県がん対策推進計画（令和１２年～）
◆ 次期（第９次）青森県保健医療計画（令和１２年～）

（地域医療構想策定後、令和10～11年度頃）
第９次青森県保健医療計画・第5期青森県がん対策推進計画策定に向けた検討体制の想定

青森県医療審議会

第９次青森県保健医療計画（令和12年～）の策定

計画部会（5疾病６事業）

青森県がん対策推進協議会

５疾病６事業のうち「がん対策」に係る計画案を作成
※保健医療計画の「がん対策」は、青森県がん対策推進計画の要約版
第５期青森県がん対策推進計画案と併せて作成

＜がん対策における施策の柱（仮）＞

- がんの一次予防の推進
- がんの二次予防の促進
- 持続可能ながん医療の提供（2040年を見据えたがん医療提供体制の均てん化・集約化）
- がんとともに尊厳を持って暮らせる社会の構築
- これらを支える基盤の整備

計画案の策定に際しては、施策の柱の一つである「医療提供体制」分野について、連携協議会を作業部会に位置付ける想定

青森県がん診療連携協議会

第５期青森県がん対策推進計画案のうち、がん医療提供体制に係る部分を作成

5　当面必要な作業について

・令和８年度は、今後の検討のベースとなる情報整理として、次の作業を進める想定

（１）現状の役割分担の見える化
（２）がん診療実績の公表のあり方検討

（１）の具体的な進め方

・国提供データから、有意な情報を抽出するための分析項目（切り口）や、整理の手法（解釈、見せ方）について、専門家の監修のもと、県が整理
・県が整理した結果を適宜、連携協議会に報告し、意見聴取の上、調整する流れを想定

（２）の具体的な進め方

・都道府県がん診療連携拠点病院連絡協議会（国立がん研究センター主催）に、タスクフォースを設置し、情報発信（公表項目案等）についても議論する予定
・タスクフォースの案をベースに、公表項目や公表範囲について県が案が作成し、連携協議会に諮ることを想定
・公表は、院内がん登録ベースとなることが想定されているため、必要に応じて、連携協議会の院内がん登録部会に相談し、案を整理したい考え

※この取りまとめ結果をベースとしながら、令和９年度以降、計画見直しと並行して、実際の医療機関間の過不足調整や具体の連携体制の構築について検討を進めていくイメージ

参　考

・均てん化・集約化の検討に際し、国は技術的支援として、議論に資するデータ提供を行うとされており、これまで次のデータ提供があった

（１）将来推計関係
・がん患者数及び新規診断時の三大療法別需要推計データ

（２）院内がん登録関係（２０２３年１月１日～１２月３１日）
A：基本情報（性、年齢、症例区分別登録件数）
B：UICC TNM分類の治療前ステージ、術後病理学的ステージ、総合ステージ別登録件数
C：治療方法別登録件数
D：患者住所別二次医療圏別登録件数

令和８年度は、上記データから抽出できる情報（分析項目）の整理から着手する予定

―例―
・圏域ごとの患者数、三大療法別需要推計
・がんの専門治療を行う病院ごとのがん腫別患者数、三大療法実施数など